

平成 29 年度 安全マネジメント

平成 29 年 4 月 1 日
日本交通産業株式会社

1. 基本方針

- (1) 輸送の安全は、運輸事業者の最も基本的なサービスであり安全な輸送の確保が、事業経営の根幹であることを深く認識し、経営トップ主導のもと輸送の安全の確保のため運輸安全マネジメントを構築し推進します。
さらに、安全に関する声に真摯に耳を傾け現場の状況を十分に踏まえつつ、社員一人ひとりが輸送の安全確保が最優先かつ重要であるということを深く認識させます。
- (2) 安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となり輸送の安全性の向上に努めます。

2. 目標

- (1) 事故、違反のゼロを目指す
- (2) 飲酒、酒気帯び、健康起因による事故撲滅
- (3) 運行管理（安全指導者）のレベル向上

3. 行動計画（施策）

- (1) 輸送の安全の確保が最優先されるよう意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定を遵守します。
 - ① 事業に係る関係業法および道交法、自動車運送事業関係法令を確実に遵守します。
 - ② 安全管理規定を社員一人ひとりに徹底し遵守させ事故ゼロを目指します。
 - ③ 事故マップ注意地点の運転には最新の注意を払い、地域社会の安全に貢献します。
 - ④ 労働時間改善基準を厳守します。
- (2) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置または予防措置を講じます。
 - ① 安全管理体制上の課題や問題点を見出すため少なくとも年 1 回行う
 - ② やるべきことをやっているか、やっていることが安全につながっているかをチェック
- (3) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体策を策定し、これを実施します。
 - ① 運輸安全マネジメント制度に関するセミナー、講習会への積極的な参加、受講
 - ② 運行管理者は年 1 回一般講習を受講し安全確保に向けた取り組みを怠らず、安全管理体制の構築・改善に向け不断の努力を継続し、常に高みを目指して安全・安心を確保するために日々精進する。
 - ③ 毎日実施する集合点呼で事故の具体例などを用いて安全、安心に対する意識の高揚を図り、情報を共有する。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内、グループ営業所において必要な情報を伝達、共有します。
 - ① 国土交通省のサイトやメールマガジンの活用とヒヤリハット等で情報収集する。
 - ② グループ合同会議を毎月実施し施策項目の一覧表、管理票を作成のうえ会議で進捗状況を協議する。
 - ③ 会議参加者は、取締役・運行管理者・指導主任者・その他必要な人員とし、議長は代表取締役とする。
 - ④ 目標が達成されていない場合は新たな取り組みを検討する。

以上